

社会福祉法人中東福社会役員等の 報酬等の支給に関する規則

〔 昭和56年 4月 1日
施 行 〕

改正	平成 5年 3月19日	平成26年 3月28日
	平成13年 3月27日	平成26年 5月29日
	平成23年 3月29日	平成29年 6月16日

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人中東福社会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等については、職務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

（役員等の報酬等の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 報酬については、別表1に定める額
- 役員等が職務のため出張並びに会議等に出席したときは、「社会福祉法人中東福社会役員等の旅費支給規則」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（職員給与との併給）

第4条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法・形態）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期・形態は、次の各号のとおりとする。

- 役員等の年額報酬については、7月、11月、3月の21日に4箇月分をまとめて支給する。
- 支払日が日曜、祭日等休日及び土曜日にあたった場合は、その前日とする。
- 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額についてはその月まで、それぞれ支給する。
- 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の申し出により、本人の指定する本人口座に振り込むことができる。
- 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年度分から適用する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26年 5月 29日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29年 6月 16日から施行する。

別表 1

役員等の報酬

役職名	報酬の額(年額)
理事長	540,000円
理事	180,000円
監事	180,000円
評議員	90,000円